

議案第124号

川崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の再任用に関する条例（平成12年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

厚生年金保険法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。